

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 広島市安佐南福祉事務所長

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から、平成22年3月18日付けで提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定による保護変更決定処分についての審査請求に対して、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁の審査請求人に対する保護変更決定処分を取り消す。

審 査 請 求 の 要 旨

1 審査請求人の請求の趣旨は、処分庁が平成22年3月16日付けで審査請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものであって、その理由とするところは、次のとおりである。

(1) 一人世帯となり、6か月後には住宅扶助が減額されることは承知していたが、この6か月間、保護の基準額以内の住宅を探したが見つけられなかったものである。こういうやむを得ない理由があるにもかかわらず、住宅扶助を減額されることは、これまでの保護費でもぎりぎりの生活であったものが、これでは、生活そのものが成り立たなくなってしまうものである。

(2) 住宅が見つけれなかった理由は、連帯保証人が見つからなかったこと、それから、信用保証協会の保証ではだめだと断られたためである。

なお、審査請求人は、証拠として、

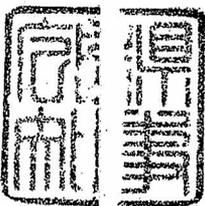
本件処分に係る生活保護変更通知書の写し 1通
を提出した。

2 処分庁の弁明の趣旨は、本件処分は正当であるので、本件審査請求を棄却するよう求めるというのであって、その理由とするところは、次のとおりである。

(1) 本件処分をするに至った経過は、次のとおりである。

ア 審査請求人は、平成18年10月4日から、審査請求人のとの2人世帯で生活保護を受けていたが、平成21年9月27日にしたため、同年9月28日以降は単身で生活保護を受給している。

イ 審査請求人世帯の家賃については、保護開始時から現在まで円であるが、処分庁は、この世帯の住宅費の認定について、平成18年11月から平成21年9月までは、世帯員数が2人であったことから、「生活保護法による保護の実施要



領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の4の(1)のオにより、[REDACTED]円を認定していた。

ウ 審査請求人世帯は、平成21年9月27日の審査請求人の[REDACTED]により単身世帯となったが、審査請求人世帯に対する住宅費については、処分庁は、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7の間52の答により、単身世帯となった以後6か月を限度として、引き続き特別基準を適用することにし、平成22年3月まで[REDACTED]円を認定した。

エ 平成22年3月16日に、審査請求人が処分庁の事務所に来庁した際に、審査請求人から「転居先を探していたが、高齢かつ[REDACTED]であるため全くどこにも入れてくれない。」との申立てがあった。

オ 平成22年3月16日に、処分庁は、それまでの経緯を踏まえ、審査請求人世帯に係る平成22年4月1日以降の住宅費について、世帯員が減少した後、6か月間を経過することになることから、[REDACTED]円から[REDACTED]円に変更するという本件処分を行い、審査請求人に通知した。

(2)「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)は、別表第3の2において、「家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(中略)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(中略)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」としている。

(3)また、局長通知第7の4の(1)のオにより、「保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額(以下「限度額」という。)によりがたい家賃、間代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3を乗じて得た額(7人以上の世帯については、この額にさらに1.2を乗じて得た額)の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。」とされている。

(4)そして、広島市における限度額は、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の基準額の設定について」(平成21年3月31日付け社援発第0331007号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「設定通知」という。)により、月額42,000円、限度額に1.3を乗じて得た額は月額55,000円と定められている。

(5)さらに、世帯人員の減少により単身世帯になった場合の住宅費の認定については、課長通知第7の間52の答により、「引き続き当該住居に居住する場合で、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては、世帯員の減少後6か月間を限度

として、引き続き当該特別基準を適用して差しつかえない。」とされている。

- (6) これらを踏まえて本件処分についてみると、平成21年9月27日の審査請求人の
後、処分庁が、単身世帯となった審査請求人世帯の住宅費について、平成21年10月から平成22年3月までの6か月を限度として、特別基準の
円を認定し、平成22年4月から限度額の
円に変更した本件処分に何ら違法又は不当な点はない。

なお、処分庁は、証拠として、

審査請求人に係るケース記録票の写し 一式

審査請求人に係るケース記録票に附属する関係書類の写し 一式

設定通知の写し 1通

を提出した。

裁 決 の 理 由

- 1 当庁が認定した事実は、次のとおりである。

- (1) 処分庁が平成18年10月24日付けで審査請求人の世帯を2人世帯と認定し、当該世帯の生活保護を平成18年10月4日から開始することを決定したときの住宅扶助額及び審査請求人の世帯が居住する住宅の実質家賃は、いずれも
円であった。
- (2) 審査請求人の世帯は、審査請求人の
した平成21年9月27日以降は、審査請求人1人の単身世帯となっていた。
- (3) 処分庁は、平成21年9月28日付けで、審査請求人の世帯の生活保護費について、平成21年10月から6か月間は
円の住宅扶助を計上するとの決定を行った。
- (4) 審査請求人は、
なり、単身世帯となったことから、6か月後の平成22年4月には住宅扶助が減額されることは承知していた。
- (5) 審査請求人は、平成21年11月4日に処分庁の職員が審査請求人宅を訪問した際に、当該職員に対し、病気を抱えた単身世帯の60歳以上の人を入居させてくれるところが見つからないと申し立てた。
- (6) 審査請求人は、平成22年1月6日に処分庁の事務所を訪問した際に、担当の職員に対し、転居先を頑張って探しているが見つからないので、また探しに行くと申し立てた。
- (7) 審査請求人は、平成22年1月29日に処分庁の事務所を訪問した際、担当の職員に対し、転居指導を受けているが、全く転居先が見つからない、生活保護を受給中で高齢の単身世帯で
であるため全く入居させてくれないと申し立てた。担当の職員は、審査請求人に対し、家賃直接払いの制度もあるので、引き続き入居できる居宅を探してみるよう助言した。
- (8) 審査請求人は、平成22年2月15日に処分庁の職員が審査請求人宅を訪問した際

- に、転居先が見つからないので処分庁から転居先を紹介してほしい旨申し立てた。
- (9) 審査請求人は、平成22年3月16日に処分庁の事務所を訪問した際に、処分庁の職員に対し、[]の県営住宅に申し込んだ旨報告するとともに、転居先を探しているが、高齢かつ[]であるため全くだこにも入れてくれないと申し立てた。
- (10) 処分庁は、平成22年3月16日付けで、平成22年4月1日から審査請求人の世帯の住宅扶助を[]円から[]円へと変更する内容の本件処分を行い、審査請求人に対し、その旨平成22年3月16日付け第[]号により通知した。
- (11) 審査請求人は、本件処分が行われた平成22年3月16日時点においても、引き続き、保護開始時と同様、家賃[]円の賃貸住宅に居住していた。

2 本件審査請求に対する当庁の判断は、次のとおりである。

- (1) 法は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」(法第1条)とし、その「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」(法第8条第1項)と規定している。

この規定を受けて、厚生労働大臣は、保護の基準を定めている。

- (2) 法第6条第2項は、「要保護者」を「現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者」と定義している。
- (3) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」とし、第1号で「住居」と規定している。
- (4) 法第27条の2は、「保護の実施機関は、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。」と規定している。
- (5) 地方自治法第245条の9第3項は、「各大臣は、特に必要があると認めるときは、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。」と定め、厚生労働大臣は、この規定を受けて、第一号法定受託事務である生活保護に関する事務の処理基準として局長通知及び課長通知を定めている。
- (6) 保護の基準別表第3の1は住宅扶助基準額について、1級地の「家賃、間代、地代等の額」を月額13,000円以内と定めるとともに、同表の2には、「家賃、間代、地代等については、当該費用が」、同表の1「に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法(中略)第252条の19第1項の指定都市(中略)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(中略)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内

の額とする。」と定めている。

- (7) 設定通知は、広島市における上記(6)の「厚生労働大臣が別に定める額」を、月額42,000円と定めている。
- (8) 局長通知第7の4の(1)のオは、限度額「によりがたい家賃、間代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3を乗じて得た額(中略)の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。」と定めており、設定通知は、「限度額に1.3を乗じて得た額」を月額55,000円と定めている。
- (9) 課長通知第7の間52及びその答は、「局長通知第7の4の(1)のオによる特別基準の適用について、世帯人員については、同一世帯員として認定され現に同居している被保護者の数によることとし、世帯員の減少により7人を下回ることとなった場合又は単身世帯になった場合にはその翌月から当該特別基準は適用されなくなる」が、「引き続き当該住居に居住する場合で、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては、世帯員の減少後6か月間を限度として、引き続き当該特別基準を適用して差しつかえない。」としている。
- (10) 課長通知第7の間56の答は、「単身者が転居する場合又は単身者の従来の住居が地域との均衡を著しく失っている場合には、保護の基準別表第3の2の限度額の範囲内の住居へ入居するよう十分指導されたい。ただし、当該単身者が車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において上記限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合は上記限度額に1.3を乗じて得た額の範囲内において必要な家賃、間代等を認定して差しつかえない。」としている。
- (11) これらを踏まえて本件処分についてみると、
- ア 上記認定事実(10)及び(11)のとおり、審査請求人の世帯は、その居住する賃貸住宅の家賃が[]円のままであるにもかかわらず、住宅扶助が[]円から[]円へと[]円減額されているが、当該世帯はその全額が収入認定となる年金収入しかないため、この減額分は当該世帯に支給される生活保護費の中の生活扶助で賄うほかなく、そうすると、当該世帯は、本件処分により、最低限度の生活水準を下回る生活を送らざるを得なくなったものと認められ、本件処分は、「最低限度の生活を保障する」とする法第1条の規定に違反しているのではないかと考えられるところである。
- イ しかし、その一方で、審査請求人の[]し単身世帯となった平成21年9月27日の翌月以降は、原則として、「特別基準は適用されなくなる」(課長通知第7の間52及びその答)ところ、処分庁は、上記認定事実(3)及び(10)のとおり、審査請求人の世帯の住宅扶助について、「転居の準備等のためやむを得ない」と認め、「6か月間を限度として、引き続き当該特別基準を適用し」(課長通知第7の間52

及びその答), すなわち, [REDACTED] 円を認定し, 転居先選定のために猶予期間を審査請求人に与えていたのであるから, 限度として定められた6か月間を経過した以上, 住宅扶助の減額変更を内容とする本件処分はやむを得ない措置であったとも考えられる。

ウ しかしながら, 上記認定事実(5)から(9)までのとおり, 処分庁は, 審査請求人から転居先が見つからないとの申立てを平成21年11月4日から繰り返し受けており, また, 審査請求人の世帯の住宅扶助について, 転居先が見つからないまま, 特別基準を適用せずに減額変更した場合, 当該世帯が最低限度の生活水準を維持できなくなることは当然予見できたことなのであるから, 処分庁は, 当該世帯が, そうした状況に陥らないように, 法第27条の2に定める「必要な助言」や, 課長通知第7の間56の答のただし書の適用の可能性など, 法令等に定められたあらゆる手立てを検討することが可能であったにもかかわらず, 処分庁は, 平成22年1月29日に, 審査請求人に対し, 家賃直接払いの制度があるとの助言を与えたのみで, その他の手立てを検討した形跡はみられなかった。

エ また, 法第27条の2に定める「必要な助言」にしろ, 課長通知第7の間56の答のただし書の適用可能性の有無の判断にしろ, 審査請求人の転居先が見つからない原因が, 審査請求人本人の問題に起因するものなのか, 地域における賃貸住宅の実情によるものなのか, あるいはそれ以外の事情によるものなのかについて, ある程度明らかにしなければ, 適確に行い得ないところ, 処分庁が, その原因を明らかにすべく, 審査請求人や管内の不動産業者等へ聞き取りなどを行った形跡も認められなかった。

オ そうすると, 本件処分は, 審査請求人の世帯について, 課長通知第7の間56の答のただし書の定める要件を充足していた可能性の有無が不明なまま行われた処分であったものと認められる。

カ そもそも, 本件処分のように, 被保護世帯が最低限度の生活水準を維持できなくなるような決定は, 被保護者を困窮に陥らせる危険性があるものなのであるから, 保護の実施機関は, より一層慎重に検討した上で行うべきものであって, 被保護者にのみ責めに帰すべき事由がある場合など, 保護の実施機関があらゆる手立てを講じた上で, 真にやむを得ない場合にのみ認められるものというべきである。

(12) 上記(11)のアからカまでで検討したとおり, 処分庁は, 必要な検討を十分に行うことなく, 本件処分を行ったものであり, また, 審査請求人について, 課長通知第7の間56の答のただし書の適用の可能性が否定できない以上, 本件処分を行った処分庁の判断には, 瑕疵があり, 不当である。

3 上記のとおりであるので, 審査請求人の本件審査請求には, 理由がある。

よって, 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により, 主文のとおり裁決する。

平成22年11月1日

広島県知事 湯崎英彦

